

附

錄

(附録一) 經濟新體制確立要綱(昭和十五年十二月七日、閣議決定發表)

第一基本方針

日滿支を一環とし、大東亞を包容して自給自足の共榮圈を確立し、その圈内における資源に基づき國防、經濟の自主性を確保し、官民協力の下に重要産業を中心として総合的計畫經濟を遂行し、以つて時局の緊急に對處し、國防國家體制の完成に資し、依つて軍備の充實、國民生活の安定、國民經濟の恒久的繁榮を圖らんとす、しがして、これがためには、

(一) 企業體制を確立し、資本・經營・勞務の有機的一體たる企業をして、國家綜合計畫の下に國民經濟の構成部分として企業擔當者の創意と責任とにおいて自主的經營に任せしめ、その最高能率の發揮によつて生産力を増強せしめ、

(二) 公益優先、職分奉公の趣旨に従つて國民經濟を指揮すると共に、經濟團體の編成により國民經濟をして有機的一體として國家總力を發揮し、高度國防の國家目的を達成せしむるを要す

本要綱の實施に當りては、現下の時局に鑑み、その緊急なるものに重點を置き、必要に應じ逐次これを實施するものとし、生産力の低下、配給の不圓滑を生ずることなく、民心の不安を來たすことなきを期す

なほ本體制の整備に即應して關係行政機構及びその事務の再編成を行ふ

第二企業體制

企業體制を確立し、各個の企業をして國家目的に従ひ、その創意と責任とにおいて之を經營せしめ、生産の確保増強を期す

一、企業は民營を本位とし、國營及び國策會社による經營は特別の必要ある場合に限る

二、企業はその性質により、一定の基準に従ひ、これが設立等につき必要に應じて制限を加ふ

三、企業はその性質により、一定の基準に従ひ、生産計畫並に技術的見地より見てこれを分離結合せしむることを得
四、中小企業はこれを維持育成す、但しその維持困難なる場合においては自主的に整理統合せしめ、且つその圓滑なる轉移を助成す

五、企業には國家的生産増強に寄與せしめ、又その恒久的發展を遂げしむるため、適當なる指導統制を加ふ

(イ) 主要物資の價格を公定するに當りては、中庸生産費を基礎とし適正利潤を計上す

(ロ) 國民經濟の秩序保持に障害ある投機的利潤及び獨占的利潤の發生を防止すると共に適正なる企業利潤を認め、特に國家生産の増強に寄與したる者に對してはその利潤の増加を認む

(ハ) 企業利益分配に當りては適當なる制限を加ふるもその超過部分は公債その他をもつて留保し、一定條件に従ひ一定期間後において處分するの途を拓く

(ニ) 發明發見により國家生産の増強に寄與したる者に對しては特別なる報奨の途を講ず

(ホ) 技術はこれを公開するの途を拓きその優秀なるものに對しては適當の報奨を與へ以つてその進歩を促進す

(ヘ) 企業の設備更新を容易ならしめその他企業の基礎を強固ならしむるため償却を強化す

(ト) 企業の國家的生産増強に對する寄與に應じ重點的にその擴充發展を助成す

六、農業水産業經營の企業體制については別途これを考慮す

第三 經濟團體

一、經濟團體組織

イ、重要産業部門については企業及び組合を單位とし、同一業種に屬する業者又は同一物資に関する業者を網羅する業種別又は物資別經濟團體を組織す、その基本條件左の如し

(1) 經濟團體はこれを特殊法人とす

(2) 經濟團體は業者の推薦に基づき政府の認可する理事者指導の下にこれを運営す

ロ、その他の産業は前項に準じ必要に應じ業種別または地域別系統團體に組織す

ハ、外地の企業は外地各地域において前各項に準じそれぞれ經濟團體を組織す、但し内地との一元統制を特に必要とするものについては全國統制につき適當なる措置を講ず

ニ、經濟團體を組織するにつき特に留意すべき事項左の如し

(1) 經濟團體の編成に當りては重要なものより逐次必要の順序によりてこれを組織す

(2) 軍事上特に必要ある企業については別途これを考慮す

(3) 全産業を統轄する最高經濟團體は必要ありと認めたるときにおいてこれを設置す

二、經濟團體の職能

イ、重要産業經濟團體の職能左の如し

(1) 政府の協力機關として重要政策の立案に對し政府に協力すると共に實施計畫の立案及びその計畫實行の責に任じ且つ必要ある場合においては政府に意見を具申す

(2) 前項の計畫實行につき下部經濟團體及び所屬企業の指導に任ず

(3) 必要に應じ生産、配給など經營の實績調査をなすと共に生産品の品質規格の検査の衝に當り下部經濟團體を監督す

(4) 共同計算その他の方法により犠牲事業等に對し共助の實を擧げ産業の發展に資す

ロ、その他の團體の職能も概ね右に準ず

三、政府の監督及び大政翼賛會との關係

イ、政府は經濟團體を指導監督す、經濟團體の整備に伴ひその運営はこれを出來得る限り自主的ならしめ指導監督は大綱にとどむ

ロ、政府は經濟團體の組成發達を圖るため大政翼賛會と協力す

四、農林水産業に關する經濟團體組織については別途これを考慮す

(附録二) 財政金融基本方策要綱(昭和十六年七月十一日、閣議決定發表)

第一方 針

戰時諸國策遂行の經濟的基礎を強化確立し、高度國防國家體制の完成を促進するため財政金融に關し所要の改革を行ひ、國家資金力を計畫的に動員配分すると共に資金運用の方針機構および方法を改善し、綜合計畫經濟の圓滑なる運営の下に國家經濟力の最高度の發揮を期す

第二要 領

一、國家資金動員に關する計畫

(一) 國民經濟の總生産額その他を綜合的に勘案して國家實力を概定し、これを國家目的に従ひて、財政、産業、及び國民消費の三者に合理的に配分すべき國家資金動員計畫を設定す

(二) 國民貯蓄計畫は右國家資金動員計畫に基きて樹立するものとす

(三) 國家資金動員計畫は毎年度之を定む、なほ將來數箇年度に亘りても之を概定するものとす

二、財政政策の改革

(一) 會計制度の改革 財政の運用を合理化し計畫經濟運營との關係を明確かつ緊密ならしむる如く、左記各項によりて會計制度を改革す

(イ) 現在一般會計が性質の全く異なる各種の支出を包含し從て計畫經濟運營との關係を明確にし得ざるに顧み、支出の性質が一般的經費なるか資産を構成する經費なるか等、その性質に従ひて經理の調整を工夫すること

(ロ) 特別會計についても上記の趣旨に従ひ必要な整理を行ふこと

(ハ) 豫算の形式に改善を加へて一層理解し易きものたらしむると共に國家が事態の必要に應じて敏捷に行動し得るやう弾力性ある豫算の編成を爲すこと

(ニ) その他時勢の變遷に即應し又は戰時の必要に應ずるため現行會計制度全般につき再検討を加へ必要な改善を行ふこと

(二) 豫算編成方法の改革 歳出豫算は資金と物資關係とを見合ひて先づ其の總額を概定し、重點主義に依り政府の最高方針に則りて之を編成す、之がためには特に左記事項を實行す

(イ) 毎年度豫算の編成に際しては豫め行政各部の首腦者相協力して政府の實行すべき重要國策を先議劃定すること

(ロ) 重要國策費とその他の經費が財政資金に關する計畫に基き歳出の總額を超過することなからしむるため行政各部は毎年度概定經費につき徹底的に検討整理を行ふこと

歳入は歳出の性質に照應して其の財源を按配し公債財源に依るものは歳出の性質が之を許容するものに限るものとす、なほ租税及び公債以外の方法に依る歳入増加に關し所要の措置を講ず

(三) 税制の改革 租税は財政資金の所要に應じ必要な収入を確保するものとし、計畫經濟運營との關係を稽へ一層合理的なる税制を設定す、之に關し特に重要なところ左の如し

- (イ) 國民各階各層が負擔を分擔する如く税種の新設および改廢を爲し、また税率を改定すること
- (ロ) 時局下必要な生産の助長、消費の規正、貯蓄の増強、購買力の吸收その他諸政策の遂行に資する如く租稅政策を活用すること
- (ハ) 財政資金の所要に應じ毎年度租稅を増減する方針を採ること
- (ニ) 課稅および徵稅方法を合理化すること
- (四) 公債の發行および消化の計畫化 公債は公債財源によるべき限度を定めてその發行豫定額を規正し、これが發行および消化に關しては金融統制と見合ひてこれを計畫化し且つ公債整理に關する合理的なる措置を講ず
- (イ) 單純なる歳入補填公債はこれを發行せざること
- (ロ) 具體的なる公債消化計畫およびその實行方針を設定すること
- (五) 地方財政の改革 地方財政に關しても國家財政の改革に即應し、全國民經濟運籌の見地よりこれを統制すると共に地方的特色を發揮せしめ地方民力の強弱の差を補正して全国的に冗費を節約し且つ中央よりの委任事務又は中央と協力する事業の財源等に關して必要な調整を行ふ

三、金融政策の改革

- (一) 産業資金の計畫化 國家經濟力が最高効率を發揮する如く生産、物資、勞力の狀況等と見合ひて民間産業および外國投資のため使用すべき資金總量を規正し且つその配分を定め産業資金を計畫化す
- (二) 金融制度の改革 金融は國家資金に關する計畫に基き計畫經濟の運籌を確保するため、資金が公債消化、及び物資、動力、勞力の確保を可能ならしむることを主眼として流通するが如く、公益的に計畫的に且つ統一的行はるべきものとす
- (イ) 日本銀行の機能整備 政府の金融統制の實施に關する機關たる機能を一層整備充實し各金融機關との資金上の關係

を緊密にし、金融の情勢に應じ金融資金を能動的に引上げ又は放出し、具體的に金融を調整する機能を擴充す

- (ロ) 金融機關に對する統制の強化 金融機關の投資、融資および回收を政府の金融統制の方針に即應せしむるが如き機構を整備し、日本銀行との資金的關係を緊密ならしむると共に、同業連帶の精神を一層昂揚せしめ共同的投資融資の方法を活用せしむ

金融機關に對する監督に關しては金融機關が計畫經濟の運籌上擔當する責任を果せや否やを監査することに努むるものとす

- (ハ) 金融機關の組織化 金融機關をして日本銀行を中核として組織體を結成せしめ政府指導の下に同業連帶一體的にその機能を發揮し金融統制の實施に協力し且つ金融と産業との聯絡の緊密を圖らしむ、右の組織體は原則として日本銀行及び各種業態別團體を以つて構成し全国的統轄團體とす、なほ要すれば各種の金融機關を包含する地域團體を設く

- (ニ) 金融機關の整理統合 金融機關の組織化と相俟つて無用の競争を根絶し經營を合理化し金融資金原價の低下を圖る、尙これに伴ひ要すれば、新なる機關の設置を考慮すると共に特殊銀行及び金融業務を營む特殊會社についても所要の整備を行ふ

- (ホ) 金融資金の蒐集および運用に關する措置 各金融機關の經營は政府の金融統制の方向に沿ひて自らの責任において行はるべきところ、これと相俟つて金融統制の圓滑なる遂行に資するため必要を生じたる場合においては金融資金の蒐集およびその拂戻の責任につき國家の信用を參與せしめ、又投資、融資につき國家の信用において保證又は債權の肩代りをなす途を開きてその回収性を補強する等の方策を講ず

- (ヘ) 金融の各種系統間の調和 一般金融機關系統、組合系統その他の各種の系統の金融機關相互間の連繫を緊密ならしめ、各系統の金融が同一の指導方針に沿ひて調和して行はれ、金融市場を一體として金融統制の實を擧ぐる如く措置す

- (ト) 政府資金および政府関係資金運用の統一 預金部、簡易保険、特定の社會保險、政府關係共済組合等に集積せらるる資金は、全金融統制と一體的關係において統一的に運用するものとす
- (ニ) 有價証券取引機構の合理化 有價証券の價格の適正および安定を圖りまた時局下必要なる有價証券の取引を圓滑ならしめ以つて産業資金の疏通と國民貯蓄の保護に資するための措置を講ずるとともにその取引の方法および機構を合理化す、なほ有價証券業者の業務に關する監督を一層嚴重にす
- (三) 企業資本の活用 企業をして努めて資産の償却および利益の内部留保をなさしめ以つて自己金融能力を増加するとともに企業の經營を合理化し人的資源の効率を一層發揮せしめ又企業に屬する剩餘資金の集約を圖るため、企業に對する資金統制を強化す
- (四) 生産擴充等國策上必要なる企業の資金調達を圓滑ならしむるための措置を講ずると共に企業中遊休設備を生じたる場合において國家的見地において之が資金化を必要と認むるときは、國家において之に信用を供與し又は設備の有無相通の斡旋を行ひ、なほ要すれば國家管理的措置を講ずる等の攻究を爲すものとす
- (五) 企業設備に對する國家の資本的援助 國家の要請に基き設備を新設擴張する場合要すれば國家において企業に對し出資若くは信用の供與をなし、又は國家において直接建設をなしその經營を企業に委任する等の途を開く
- (六) 外國爲替政策の改革 外國爲替政策は外貨資金を活用し貿易政策と表裏一體をなし皇國および自存圏内の必需物資の獲得を確保することを目標とすると共に國際決濟における圓貨の地位を向上せしめ皇國對外經濟の伸張を圖るものとす、これに關し特に注意すべきもの左の如し
- (イ) 爲替相場の變動の危險を必要に應じ國家において負擔處理する制度を確立すること
- (ロ) 諸外國との決濟並びに金融關係を圓滑ならしむる如き協定の締結に努むること

(ハ) 毎年度貿易計畫と照應し國際收支計畫を定め之が適實なる實施を圖ること

(七) 滿支に對する投資の調整 滿洲及び支那の財政資金及び産業資金は努めて現地における蓄積資金に依るべきも當分は我が方より之を補給するの要あるを以つて之がため物資努力の交流と相照合して國家資金に關する計畫に基き一元的計畫的に必要なる金融を實施するものとし、これがため必要なる措置を講ず

四、行政機構の改革

本要綱の實施を圓滑ならしむるため所要の行政機構の改革または運用の調整を行ふ

(備考) 本要綱の實施は(本要綱中新たに實施すべき事項については)逐次速かに實行に移すこととし、法令を要するものについてはその整備等に直ちに着手するものとす

(附録三) 重要産業團體勅令案要綱

(昭和十六年七月三十日、國家總動員法審議會決定)

第一章 總 則

第一 本要綱を適用すべき重要産業の種類は閣令を以て之を定むること(註一)

第二 本要綱に依る團體は之を統制會または統制組合と稱すること

第二章 統 制 會

第三 統制會は國民經濟の總力を最も有効に發揮せしむるため當該産業の綜合的統制運営を圖り且つ當該産業に關する國策の

立案及び遂行に協力することを目的とすること（註二）

第四 統制會は産業別に之を設立すること

第五 統制會は其の目的を達するため左に掲ぐる事業を行ふこと

（一）當該産業における生産及び配給並に之に要する資材、資金、勞務等の需給、その他當該産業に關する政府の計畫に對する參畫、（二）當該産業における生産及び配給に關する統制指導その他會員及び會員たる團體を組織する者の事業に關する統制指導（註三）、（三）當該産業の整備確立、（四）當該産業における技術の向上、能率の増進、規格の統一、經理の改善、その他事業の發達に關する施設、（五）當該産業に關する調査及び研究、（六）會員及び會員たる團體を組織する者の事業に關する監査及び検査、（七）前各號に掲ぐるもののほか統制會の目的を達するに必要な事業

第六 統制會の會員たる資格を有するものは左に掲ぐる者にして主務大臣の指定したるものとする

（一）當該産業を營む者、（二）當該産業を營む者を以て組織したる團體

第七 主務大臣統制會を設立せしめんとするときは第六の規定に依り會員たる資格を有する者に對し統制會の設立を命ずべきこと、前項の規定に依り統制會の設立を命ぜられたるときは創立總會を開き之に諮りて定款その他統制會の設立に必要な事項を定め主務大臣の認可を受くべきこと

第八 統制會は設立の認可ありたる時又は國家總動員法第十八條第三項の規定に依り定款の作成ありたる時成立すること

第九 統制會成立したるときは其の會員たる資格を有する者は總て其の統制會の會員とすること

第十 統制會の定款には左に掲ぐる事項を記載すべきこと

一、目的、二、名稱、三、事務所の所在地、四、會員に關する規定、五、事業及び其の執行に關する規定、六、役員に關する規定、七、會議に關する規定、八、會計に關する規定

第十一 統制會には左の役員を置くべきこと

會長一人、理事若干人、監事若干人、評議員若干人

統制會には前項の役員のほか定款の定むる所に依り副會長二人以内又は理事長一人を置き得ること

第十二 會長は統制會を代表し其の會務を總理し當該産業の統制指導に任ずること、副會長は會長を輔佐し豫め會長の定めたる順位に依り會長事故あるときは其の職務を代理し、會長缺員のときは其の職務を行ふこと、理事長は會長及び副會長を輔佐し會務を掌理し會長及び副會長共に事故あるときは會長の職務を代理し、會長及び副會長共に缺員のときは會長の職務を行ふこと、理事は會長副會長及び理事長を輔佐し會務を分掌し豫め會長の定めたる順位に依り會長副會長及び理事長共に事故あるときは會長の職務を代理し、會長副會長及び理事長共に缺員のときは會長の職務を行ふこと、監事は統制會の財産の状況を監査すること、評議員は會長の諮問に應じ又は會長に對し意見を具申すること

第十三 會長は銓衡委員の推薦したる者にして主務大臣の認可したるものを以て之に充つること、前項の銓衡委員は當該産業に關し經驗ある者及び學識ある者の中より主務大臣之を指名すること、副會長、理事長、理事及び評議員は當該産業に關し經驗ある者及び學識ある者の中より會長之を命ずること、監事は評議員之を選任すること

第十四 統制會の役員は左の通りとすること

會長三年、副會長三年、理事長三年、理事三年、評議員二年、會長必要ありと認むるときは任期中と雖も副會長、理事長又は理事を解任し得ること

第十五 會長、副會長、理事長及び理事は他の職務又は商業に従事し得ざること、但し主務大臣の認可を受けたるときは此の限りに非ざること

第十六 統制會は當該産業に關する事項につき主務大臣及び關係大臣に建議し得ること、統制會は主務大臣及び關係大臣の諮

間に對し答申すべきこと

第十七 統制會は其の會員及び會員たる團體を組織する者に對し當該産業に關する事項の調査を爲すため必要なる資料の提出を求め得ること

第十八 統制會は定款の定むる所に依り其の會員に對し經費を賦課し得ること

第十九 統制會は其の事業を行ふため必要あるときは主務大臣の認可を受け其の會員の全部又は一部に對し分擔金を賦課し得ること

第二十 統制會は定款の定むる所に依り定款又は統制規程に違反したる會員より過剰金を徴收し得ること

第二十一 經費、分擔金又は過剰金に付ては強制徴收權を認むること

第二十二 統制會その會員又は會員たる團體を組織する者の事業に關する統制規程を設定せんとするときは主務大臣の認可を受くべきこと、之を變更又は廢止せんとするとき亦同じきこと、統制會の會員及び會員たる團體を組織する者は前項の規定に依り認可ありたる統制規程に依るべきこと

第二十三 統制會必要ありと認むるときは統制會の職員をして會員及び會員たる團體を組織する者の事務所、營業所、事業場その他の場所に臨み、帳簿書類、設備その他の物件を調査し業務又は財産の状況を監査せしむることを得ること

第二十四 會長は統制會の會員たる法人、又は會員たる團體を組織する法人の理事、取締役その他法人の業務を執行する役員の行爲が左の各號の一に該當し、當該産業の統制運営上支障ありと認むるときは主務大臣の認可を受け當該法人に對しその役員を解任すべきことを命ずることを得ること

(一) 法令又は法令に基きて爲す處分に違反したるとき、(二) 公益を害したるとき、(三) 統制規程に違反したるとき、前項の規定は他の法令に依り行政官廳において役員を爲すことを得るものには之を適用せざること

第二十五 左に掲ぐる事項は總會に諮り會長之を決すること

(一) 定款の變更、(二) 經費の收支豫算及び賦課徴收方法、(三) 分擔金の收支豫算及び賦課徴收方法

第二十六 會長は毎年總會に統制會の事業の状況を報告し監事をして財産の状況を報告せしむべきこと

第二十七 副會長、理事長、及び理事の選任及び解任並に定款の變更は主務大臣の認可を受くるに非ざれば其の效力を生ぜざること

第二十八 行政官廳必要ありと認むるときは統制會又は其の會員若しくは會員たる團體を組織する者より其の事業に關し報告を徴し、又は當該官吏をして其の事務所、營業所、事業場その他の場所に臨檢し業務の状況若しくは帳簿書類設備その他の物件を檢査せしめ得ること

第二十九 主務大臣及び關係大臣は統制會に對し當該産業に關する事項の調査を命じ得ること

第三十 主務大臣必要ありと認むるときは統制會に對し必要なる事業の施行を命じ又は當該産業の統制運営に關し必要なる事項を命じ得ること

第三十一 主務大臣は統制會に對し其の業務及び會計に關し監督上必要なる命令を發し又は處分を爲し得ること、主務大臣必要ありと認むるときは監事をして監査の結果を報告せしめ得ること

第三十二 主務大臣は會長の行爲が法令又は法令に基きて爲す處分に違反し、公益を害し其の他當該産業の統制運営上不適當なりと認むるときは之を解任し得ること、主務大臣は副會長、理事長、理事、監事又は評議員の行爲が法令若しくは法令に基きて爲す處分に違反し又は公益を害すと認むるときは之を解任し得ること

第三十三 統制會は主務大臣の命令に因りて解散すること

第三章 統制組合

第三十四 統制組合は國民經濟の總力を最も有効に發揮せしむるため當該産業の統制運営を圖り且つ當該産業に関する國策の遂行に協力することを目的とすること(註四)

第三十五 統制組合は一定地區において産業別に之を設立すること、前項の地區は特別のものを除き道府縣又は二以上の道府縣の區域に依ること

第三十六 統制組合は其の目的を達するため左に掲ぐる事業を行ふこと

(一) 當該地區内の當該産業における生産及び配給に関する統制指導その他組合員の事業に関する統制指導、(二) 當該地區内における當該産業の整備確立、(三) 技術の向上、能率の増進その他組合員の事業の發達に関する施設、(四) 組合員の事業のためにする仲介及び斡旋、(五) 組合員の事業に関する調査及び研究、(六) 組合員の事業に関する監査及び検査、(七) 前各號に掲ぐるもののほか統制組合の目的を達するに必要な事業

第三十七 統制組合の組合員たる資格を有する者は左に掲ぐる者にして主務大臣の指定したるものとする

(一) 一定地區内において當該産業を營む者、(二) 一定地區内において當該産業を營む者を以て組織したる團體

第三十八 主務大臣統制組合を設立せしめんとするときは、地區を定め組合員たる資格を有する者に對し統制組合の設立を命ぜべきこと(註五)

第三十九 統制組合の定款には左に掲ぐる事項を記載すべきこと、一、目的、二、名稱、三、地區、四、事務所の所在地、五、組合員に関する規定、六、事業及び其の執行に関する規定、七、役員に関する規定、八、會議に関する規定、九、會計に関する規定

第四十 統制組合には左の役員を置くべきこと

理事長一人、理事若干人、監事若干人、評議員若干人

統制組合には前項の役員のほか定款の定むる所に依り副理事長二人以内を置くこと

第四十一 理事長は統制組合を代表し其の事務を總理すること

理事長は當該産業に關し經驗ある者及び學識ある者の中より行政官廳の認可を受け當該統制組合の所屬する統制會の會長(當該統制組合の所屬すべき統制會の設立なき場合に在りては行政官廳)之を命ずること

第四十二 第十二項第四項乃至第六項及び第十三項第四項の規定は統制組合の副理事長、理事、監事及び評議員に之を準用すること

第四十三 統制組合の役員は左の通りとすること

理事長三年、副理事長三年、理事三年、監事二年、評議員二年、理事長必要ありと認むるときは任期中と雖も副理事長又は理事を解任し得ること

第四十四 統制會の會長は當該統制會の會員たる統制組合の理事長の行爲が法令又は法令に基きて爲す處分に違反し、公益を害し、その他當該産業の統制運営上不適當なりと認むるときは行政官廳の認可を受け之を解任し得ること

第四十五 第七項第二項、第八、第九、第十六乃至第二十三及び第二十五乃至第三十三の規定は統制組合に之を準用すること、但し主務大臣又は關係大臣とあるは第八の規定を除くのはか行政官廳とすること

第四十六 本制度は前各號に準じ外地にも之を實施すること

(註一) 當局の談によれば、この開令にて指定されるだらう重要産業は、商工者關係では、鐵鋼、石炭、機械、化學製品、セメント、非鐵金屬、貿易であるらしく、そして纖維工業および絹はゆる商業は主に複雑多種等の故に未だ考慮されてゐないやうである。次に農林省關係では食料品工業、通信省では造船、海運業、鐵道省では陸上運送業、厚生省では醫藥品製造業である。尤も、この指定業態数は、漸展漸増する傾向にあるものであらう。

(註二) 要するに、之が目的は、すでに國家總動員法第十八條を根據として勅令化されるものであり、また十五年十二

月の經濟新體制確立要綱の理念に隨つて具現化されるものであるから、必然的かつ理論的に、戰時經濟統制を担ひ、また綜合的計畫經濟の樹立を目指すものである。隨つて又、各統制會は國家産業經濟上の根幹をなす。

(註三) この後段の統制指導といへる表現は遠大の含蓄を有する。即ち之は例へば、日本製鐵株式會社の副業たる硫酸製造についても鐵鋼統制會が統制指導するといふ意味であつて、一の企業が多數の統制會の指導に服することを避け、謂はば縱斷的統制の中に橫斷的統制の妙諦を含ませしめ「一企業一統制會主義」を含蓄してゐるのである。私第一編第二章の中で、統制會を官民綜合的なれども獨占的なる強制カルテルと規定したことも、豫め此の思想を想定したものである。隨つて、多角的經營の大企業は、基本的業種の統制會に加入すれば、他の業種の統制會に加入するを要せず、自から所屬するその統制會を通じて他の業種の統制指導を受ければよろしい譯である。そして統制會聯盟なり商工行政官廳なりは、この連繫の役割に當ることになるだらう。しかし之と同時に統制會の進展するにつれ、多角經營の高度化する大企業は、之あるが故に、將來、分立するの契機が生ずるかも知れぬのである。かやうにしてデフアレンシエーションの後のインテグレーションも眞理であるが、その逆の動向も眞實化するであらう。ただし其れは資本的にてはなくて經營的にてである。

(註四) 各業態別の各統制會は、その成員團體として大企業の外に、道府縣を單位として設立されるころの斯かる統制組合を豫想してをり、そして過渡的には既存の府縣單位の工業組合や商業組合等を利用して行くことであらう。この意味では、統制會の核心たる指導者原理の系統組織の中に、少くも當分は多數決主義の組合體を殘存させるやうの外見をしめす。尤も、斯かる組合が一の構成員として各統制會に包括されるがごとき仕組が實現するならば、既存の工業組合や商業組合の全國的な中央會は結局すくなく其の機能を喪ふに至るであらう。

(註五) 道府縣の外に定められる地區には、業種によりて相當に重要な生産地區流通地區が存立するであらう。例へ

ば、石炭統制會設立の場合には、年出炭三十萬トン以下といふがごとき比較的少規模なるものから成る北海道・常盤・西中國・筑豊地方所在の互助會系の鑛山については、鑛山監督局管區別に各組合を組織せしめるであらう。また纖維統制會の設立される場合には、豫ねて企てられたがごとき全國八地區別に組合を組織せしめるであらう。さらに貿易についても同様であるが、この場合には輸出先によりての統制組合が出来るであらう。このうへに物資別の組合が添加されることは、いまだ想定されてゐないやうである。

(追記) 國家總動員法の第十八條に據るこの重要産業團體令(勅令)は、裁可を経て十六年八月二十九日公布された。ただし、その全文五十六條の要旨は、右記の要綱に盡されてゐる。なほ右令の施行規則は閣令として九月一日、公けにされたのである。

昭和十六年十月十一日印刷
昭和十六年十月十五日發行

〔戰時經濟の基本問題〕 奥附
定價 三圓八十錢

著者	高島 佐一郎
發行者	東京市京橋區京橋三丁目一番地 千倉 豐
印刷者	東京市神田區神保町三丁目二十九番地 山縣 精一
配給元	東京市神田區淡路町二丁目九番地 日本出版配給株式會社

發行所

東京・京橋
第一相・互館

千倉書房

電話京橋(56) 三七八・八二五
一八七九・九七五
振替東京九七八

(會員番號二五二)

社會式株本製刷印縣山 刷印・社興新版整

413

高島佐一郎著書目録

金融經濟の諸問題(改訂増補)	菊版六〇〇頁	大正十三年	寶文館
動態經濟の研究	菊版五三九頁	昭和二年	同文館
信用統制と景氣變動	菊版八二八頁	昭和五年	同文館
金融政策(經濟學全集)	興版一七三頁	昭和五年	改造社
金融統制論(商學全集)	菊版三三三頁	昭和六年	千倉書房
金本位制動搖と日本金融の將來	興版二二四頁	昭和七年	千倉書房
金本位の後に來るもの	菊版三六二頁	昭和七年	千倉書房
金融景氣とその限界	興版三九一頁	昭和八年	千倉書房
新貨幣金融論	菊版三一六頁	昭和九年	千倉書房
管理通貨論(新經濟全集)	興版二九七頁	昭和九年	日本評論社
租税・公債・通貨新論	菊版三五一頁	昭和十年	千倉書房
通貨管理政策史論(現代金融經濟全集)	興版二六一頁	昭和十一年	改造社
危機財政と金融統制	菊版三四七頁	昭和十二年	千倉書房
通貨管理研究	菊版八六一頁	昭和十五年	千倉書房

333.31

TA54

終